

第29回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年9月21日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 2 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

日程第 8 議案第 3 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 9 議案第 4 号 土地の現況証明願について

日程第 1 0 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第29回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

9月も半ばを過ぎましたけれども、なかなか天候に恵まれず、二番草の刈取り作業が思うように進んでいない状況でございます。今日の新聞では、釧路管内では15日間の遅れというような記事もありましたけれども、皆様方のところはいかがでしょうか。本日は、そのように大変お忙しい中での第29回総会の開会でございますが、委員全員の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、先般の台風10号により、道内各地において甚大な被害を受けておりますが、なかなか復旧作業も進んでおらず、1日も早い復旧を願うとともに、あわせてお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、8月31日に行われた東北・北海道農業活性化フォーラムに参加してまいりました。会務報告の中でも局長から報告があると思っておりますけれども、基調講演の後、事例発表ということで、遊休農地対策について北海道雄武町農業委員会、改正農業委員会法による新体制への移行について岩手県北上市農業委員会が、また、中山間地域における農地中間管理事業を利用した農地整備と集積の取組についてということで秋田市農業委員会が、それぞれ発表し、最後のフォーラムアピールでは、若い人材が希望を持って農業に邁進できる環境づくりのため決意を新たに行動することを誓い、宣言をし、終了いたしました。

大変暑い中、台風を心配しながらの参加でございましたけれども、代理、局長には大変御苦労さまでした。

さて、今回は付議案件が3件と追加議案1件の予定をしておりますので、慎重審議をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきますけれども、9月いっぱいクールビズの対応を終わりにしたいと思っておりますので、その点につきましてもよろしく願いいたします。

それでは、本日は大変御苦労さまでございます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、11番 谷口委員、12番 堀金委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

	本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。
	日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。
	日程第6 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。 本案は、贈与による所有権の移転2件に伴う許可申請であります。整理番号1は、浜中東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものでございます。 次に整理番号2は、姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものでございます。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

す。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、1番百々委員、お願いします。

百々委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号2について、11番谷口委員、お願いします。

谷口委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
それでは、これから、議案第1号の質疑を整理番号順に行います。
まず、整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を整理番号順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。

農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認し、総会で決定することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の法人形態要件として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、2点目の事業要件として、売上高の過半を占める事業が農業であるか、3点目の構成員・議決権要件として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の役員要件として、役員の過半が年間150日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、60日以上農作業に従事しているか、となっております。

本案は1件の届出で、整理番号1は、西円朱別西18線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式 農地所有適格法人要件確認書に記載のとおり、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の全ての要件を満たしているものと思われますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上、それぞれ関係者の同意により新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

会議を一時休憩いたします。

(追加議案の配布あり)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配付のとおり、追加議案の提出がございますので、これを日程に追加し、日程第9以降として議題にすることといたします。

日程第9 議案第4号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し

上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は1件の現況証明願でございますが、浜農委28-10号の願い出人は、浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は姉別南5線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡で、哺育牛舎を建設するための現況地目の確認であります。現地調査につきましては、白川英之委員、永洞委員、谷口委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は育成牛のパドックとして利用している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、10月28日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、10月28日、金曜日、午前10時からということでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、10月28日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第29回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 11番 谷口 正明

浜中町農業委員会 12番 堀金 澄恵

農地法第3条調査書

調査日：平成28年9月7日

第29回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1（贈与）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々英夫委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は○○○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり該当はしない。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積（2ha）を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 28 年 9 月 7 日

第 29 回浜中町農業委員会総会
議案第 1 号 整理番号 2 (贈与)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口正明委員				
	判 断 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営地は○○○ha あり、全ての耕作目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積 (2 ha) を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 29 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 1 (売買)

譲受人	○○○○○○○ ○○○○○○○○○	譲渡人	○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第 18 条の条項		判断の理由		適合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		—	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	